

平成24年6月定例会 原案可決・全会一致

議会案第2号

(仮称)原発事故被曝者援護法に関する意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成24年6月15日

提出者

郡山市議会文教福祉常任委員会委員長 小島寛子

(仮称)原発事故被曝者援護法に関する意見書

東京電力福島第一原子力発電所事故直後は、政府、福島県そして東京電力株式会社より、正確・迅速な情報が十分に提供されず、多くの市民が無用の放射線被曝をすることになった。

この事故が、国の原子力政策の下で発生したことに鑑みると、東京電力株式会社の損害賠償責任を当然としつつも、被害者に対する人道的援助の第一次的な責任は国にあると考えられる。

郡山市民は、低線量被曝や内部被曝の不安に長期的にさらされることが予見され、健康管理・被曝量低減に対する対応の強化など包括的な施策が求められる。

よって、下記の事項について、実現されるよう強く要望する。

記

東京電力福島第一原子力発電所事故による市民の健康管理には、国の責任において、特例法として(仮称)原発事故被曝者援護法を制定し、被曝者健康手帳の交付及び定期通院、医療行為の無償化等を法的に保障すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月15日

郡山市議会